

○内閣府、厚生労働省、財務省、文部科学省、国土交通省、環境省、告示第四号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
運輸省、建設省、郵政省、労働省、令第一号）第三条
総理府、大蔵省、文部省、農林水産省、通商産業省、

第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業
所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第
内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省

一号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣 齋藤 健
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

「二〇九 略」

十 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプルーバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 「略」

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ データの送受信機能を有するものであって、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具（スマートフォン、携帯電話機又はPHS

改正前

別表第一

「二〇九 同上」

十 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「同上」

ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材（半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。）

ハ 「同上」

「新設」

「新設」

電話機を除く。）

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

イ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーゼルエンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクラクシヤフトに限る。）

「ロゝハ 略」

十二 「略」

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

イ ディーゼルエンジン（二サイクルであり、かつ、連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（クラクシヤフトに限る。）

「ロゝハ 同上」

十二 「同上」

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

備考 表中の「」の記載は注記である。

各 出 産

各 出 産

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] [略] 潤滑油・ グリース 製造業（ 石油精製 によるな いもの）	[略] [略]	[略] [略] 潤滑油・グリース製 造業（石油精製によ らないもの）	[略]
		[略] [略]	[略] [略]	[略]
		[略] [略]	[略] [略]	[略]
		2117	ガラス繊維・同製品 製造業	ただし、 石英系光 ファイバ 素線の製 造業に限 る
		2123	セメント ・同製品 製造業	ただし、 数値制御

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] [略] 潤滑油・ グリース 製造業（ 石油精製 によるな いもの）	[略] [略]	[略] [略] 潤滑油・グリース製 造業（石油精製によ らないもの）	[略]
		[略] [略]	[略] [略]	[略]
		[略] [略]	[略] [略]	[略]
		[新設]	[新設]	[新設]
		[新設]	[新設]	[新設]

<p><u>製造業</u></p>			<p>を行うこと とができる 金属工 作機械等 の製造又 は補修の 用に供さ れる鑄物 の代替素 材（ミネ ラルキヤ ストに限 る）の製 造業に限 る</p>
<p>その他の 鉄鋼業</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>電線・ケ ーブル製 造業</u></p>	<p><u>2342</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>光ファイバケー ブル製造業（通 信複合ケー ブルを含む）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>その他の 鉄鋼業</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>電線・ケ ーブル製 造業</p>	<p><u>2342</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>光ファイバケー ブル製造業（通 信複合ケー ブルを含む）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>動力伝導装置製造業 （玉軸受、ころ軸受 を除く）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

			<p>る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ット(以 下「NC 金属工作 機械等」 という) の製造又 は補修の 用に供さ れる減速 機の製造 業に限る</p>			<p>る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される 減速機の 製造業に 限る</p>
<p>金属加工 機械製造 業</p>	<p>[略] <u>2663</u></p>	<p>[略] <u>金属工作機械用・金 属加工機械用部分品 ・附属品製造業(機 械工具、金型を除く)</u></p>	<p>[略] <u>ただし、 数値制御 を行うこ とができる 金属工 作機械等 の製造又 は補修の</u></p>	<p>金属加工 機械製造 業</p>	<p>[略] [新設]</p>	<p>[略] [新設]</p>

<p>発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業</p>	<p>2911</p>	<p>発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業</p>	<p>クターの製造業に限る</p>		<p>発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業</p>	<p>2911</p>	<p>発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業</p>	<p>ただし、数値制御を行うことのできる金属工作機械又は主として</p>
<p>電子回路製造業 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p>	<p>2899</p>	<p>その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p>	<p>ただし、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バブル弾性波）フィルタ、水晶共振器、水晶共振り又は水晶発振子の製造業に限る</p>		<p>電子回路製造業 [新設]</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>[新設]</p>

	2914	配電盤・電力制御装置製造業	<p>一ボ機構の製造業に限る</p> <p>ただし、<u>NC金属工作機械</u>等の製造又は補修の用に供される数値制御装置又はプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る</p>
	2914	配電盤・電力制御装置製造業	<p>て工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供されるサーボ機構の製造業に限る</p> <p>ただし、<u>数値制御を行うこと</u>ができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供される</p>

づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 [略]

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略]	[略]	[略]	[略]	

づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 [略]

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略]	[略]	[略]	[略]	

建設業	[略]	[略]	[略]	[略]
その他の 職別工事業	[略]	[略]	<u>解体・はつり工事業</u>	[略]
0796	[略]	[略]	[略]	[略]
製造業	[略]	[略]	[略]	[略]
砂糖・で んぷん糖 類製造業	[略]	[略]	<u>でんぷん糖類製造業</u>	[略]
0953	[略]	[略]	[略]	[略]
酒類製造 業	[略]	[略]	[略]	[略]
1022	[略]	[略]	<u>発泡性酒類製造業</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]
<u>1024</u>	[略]	[略]	<u>醸造酒類製造業 (果 実酒、清酒を除く)</u>	[略]
<u>1025</u>	[略]	[略]	<u>蒸留酒類製造業</u>	[略]
<u>1026</u>	[略]	[略]	<u>混成酒類製造業</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
外衣・シ ヤツ製造 業 (和式 を除く)	[略]	[略]	ニット製外衣製造業 (アウターシヤツ類 、セーター類等を除 く)	[略]
1166	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

建設業	[略]	[略]	[略]	[略]
その他の 職別工事業	[略]	[略]	<u>はつり・解体工事業</u>	[略]
0796	[略]	[略]	[略]	[略]
製造業	[略]	[略]	[略]	[略]
糖類製造 業	[略]	[略]	<u>ぶどう糖・水あめ・ 異性化糖製造業</u>	[略]
0953	[略]	[略]	[略]	[略]
酒類製造 業	[略]	[略]	[略]	[略]
1022	[略]	[略]	<u>ビール類製造業</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>1024</u>	[略]	[略]	<u>蒸留酒・混成酒製造 業</u>	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
外衣・シ ヤツ製造 業 (和式 を除く)	[略]	[略]	ニット製外衣製造業 (アウターシヤツ類 、セーター類など を除く)	[略]
1166	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ガラス・同製品製造業	[略] 2117	[略] ガラス繊維・同製品製造業	<u>ただし、石英系光ファイバ素線の製造業を除く</u>	ガラス・同製品製造業	[略] 2117	[略] ガラス繊維・同製品製造業	[新設]
セメント・同製品製造業	[略] [略] 2123	[略] [略] コンクリート製品製造業	<u>ただし、数値制御を行うことのできる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキヤーストに限る）の製造業を除く</u>	セメント・同製品製造業	[略] [略] 2123	[略] [略] コンクリート製品製造業	[新設]
建設用粘	[略] 2131	[略] 粘土がわら製造業		建設用粘	[略] 2131	[略] 粘土がわら製造業	

<p>機械等 という) の製造又 は補修の 用に供さ れる減速 機の製造 業を除く</p>	<p>【略】 工業窯炉製造業 (燃 焼炉) 【略】 【略】 【略】 【略】</p>	<p>金属加工 機械製造 業</p>	<p>2534 【略】 【略】 【略】 2663</p>	<p>【略】 工業窯炉製造業 (燃 焼炉) 【略】 【略】 【略】 【略】</p>					
---	---	----------------------------	--	---	---	---	---	---	---

供される
減速機の
製造業を
除く

【新設】
【略】

[略] 電子部品 製造業	[略] 2821	[略] 抵抗器・コンデンサ ・変成器・複合部品 製造業	ただし、 積層セラ ミックコ ンデンサ ライル ムコンデ ンサ又は 積層チツ プインダ クターの 製造業を 除く	[略] 電子部品 製造業	[略] 2821	[略] 抵抗器・コンデンサ ・変成器・複合部品 製造業	[新設]
[略] その他の 電子部品 ・デバイス 回路製造 業	[略] 2822 [略] 2899	[略] 音響部品・磁気ヘッ ト・小形モーター製 造業 [略] その他の電子部品・ デバイス・電子回路 製造業	ただし、 SAW（ 弾性表面 波）ライ ルタ、B AW（パ ルク弾性 波）ライ ルタ、水 晶振動子	[略] その他の 電子部品 ・デバイス 回路製造 業	[略] 2822 [略] 2899	[略] 音響部品・磁気ヘッ ト・小形モーター製 造業 [略] その他の電子部品・ デバイス・電子回路 製造業	[新設]

<p>【略】 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業</p>	<p>【略】 2911</p>	<p>【略】 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業</p>	<p><u>水晶共</u> <u>振り又は</u> <u>水晶発振</u> <u>子の製造</u> <u>業を除く</u> ただし、 <u>NC金属</u> <u>工作機械</u> <u>等の製造</u> <u>又は補修</u> <u>の用に供</u> <u>されるサ</u> <u>ーボ機構</u> <u>の製造業</u> <u>を除く</u></p>
<p>【略】 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業</p>	<p>【略】 2911</p>	<p>【略】 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業</p>	<p>ただし、 <u>数値制御</u> <u>を行うこ</u> <u>とができ</u> <u>る金属工</u> <u>作機械又</u> <u>は主とし</u> <u>て工業製</u> <u>品の製造</u> <u>の用に供</u> <u>される産</u> <u>業用ロボ</u> <u>ットの製</u> <u>造又は補</u> <u>修の用に</u> <u>供される</u> <u>サーボ機</u> <u>構の製造</u> <u>業を除く</u> ただし、 <u>数値制御</u></p>
<p>【略】 2914</p>	<p>【略】 配電盤・電力制御装置製造業</p>	<p>ただし、 <u>NC金属</u></p>	
<p>【略】 2914</p>	<p>【略】 配電盤・電力制御装置製造業</p>	<p>ただし、 <u>数値制御</u></p>	

	工業機械 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラム デジタル ツクコン トローラ の製造業 を除く	工作機械 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラム デジタル ツクコン トローラ の製造業 を除く		工業機械 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラム デジタル ツクコン トローラ の製造業 を除く	工業機械 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラム デジタル ツクコン トローラ の製造業 を除く	工業機械 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラム デジタル ツクコン トローラ の製造業 を除く	工業機械 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラム デジタル ツクコン トローラ の製造業 を除く
産業用電 気機械器 具製造業	[略] [略] 2922 2923 [略]	[略] [略] [略] <u>電気炉・電熱装置製 造業</u> [略]	[略] [略] 2922 [新設]	[略] [略] 2922 [新設]	[略] [略] [略] [新設]	[略] [略] [略] [新設]	[略] [略] [略] [新設]

業、郵便	業、郵便	業、郵便	業、郵便	業、郵便	業、郵便
卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業
その他	その他	その他	その他	その他	その他
運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業
レッカー・ロードサービス業	レッカー・ロードサービス業	レッカー・ロードサービス業	レッカー・ロードサービス業	レッカー・ロードサービス業	レッカー・ロードサービス業
4891	4891	4891	4891	4891	4891
4892	4892	4892	4892	4892	4892
5611	5611	5611	5611	5611	5611
5621	5621	5621	5621	5621	5621
5631	5631	5631	5631	5631	5631
5641	5641	5641	5641	5641	5641
5651	5651	5651	5651	5651	5651
5661	5661	5661	5661	5661	5661
5699	5699	5699	5699	5699	5699

[略] [略] [略] [略] [略] [略]

業、郵便	業、郵便	業、郵便	業、郵便	業、郵便	業、郵便
卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	卸売業、小売業
その他	その他	その他	その他	その他	その他
運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業	運輸に付帯するサービス業
百貨店、スーパー	百貨店、スーパー	百貨店、スーパー	百貨店、スーパー	百貨店、スーパー	百貨店、スーパー
5611	5611	5611	5611	5611	5611
5621	5621	5621	5621	5621	5621
5631	5631	5631	5631	5631	5631
5641	5641	5641	5641	5641	5641
5651	5651	5651	5651	5651	5651
5699	5699	5699	5699	5699	5699

[略] [略] [略] [略] [略] [略]

他に分類 されない 小売業	【割る】 6091 6092 6093 6094 6095 6096 6097	【割る】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】
宿泊業、飲食サービス業	【略】 【略】 【略】	【略】 【略】 【略】
配達飲食サービス業	【略】	【略】
施設給食業	7731	施設給食業
生活関連サービス業、娯楽業	【略】 【略】 7893	【略】 【略】 リラクゼーション業 (<u>手技を用いるもの</u> で <u>医業類似行為を除く</u>)
洗濯・理容・美容・浴場業	【略】	【略】
競輪・競馬等の競走場、競技団	【略】 【略】 【略】 8033	【略】 【略】 【略】 自動車・モーターボ ートの競走場

他に分類 されない 小売業	6091 6092 6093 6094 6095 6096 6097 6098	ホームセンター 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】
宿泊業、飲食サービス業	【略】 【略】 【略】	【略】 【略】 【略】
配達飲食サービス業	【略】	【略】
施設給食業	【新設】	【新設】
生活関連サービス業、娯楽業	【略】 【略】 7893	【略】 【略】 リラクゼーション業 (<u>手技を用いるもの</u>)
洗濯・理容・美容・浴場業	【略】	【略】
競輪・競馬等の競走場、競技団	【略】 【略】 【略】 8033	【略】 【略】 【略】 自動車・モーターボ ートの競走場

教育、 学習支 援業	[略] [略] <u>中学校、 義務教育 学校</u>	[略] [略] 8131 <u>8132</u>	[略] [略] [略]	<u>義務教育学校</u>
医療、 福祉	[略] 学校教育 支援機関	8181	[略] [略]	[略] 高等教育機関の支援 機関
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	<u>施術業</u>	8351	[略]	[略]
		<u>8352</u>	[略]	<u>療術業</u>
	[略]	[削除]	[削除]	[削除]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	その他の 保健衛生	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	老人福祉 ・介護事 業	8542 <u>8543</u> <u>8544</u> 8545 <u>8546</u> <u>8547</u>	[略] [略] [略] [略] [略]	[略] [略] [略] [略] [略] <u>介護医療院</u>
[略] サービ	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略]

教育、 学習支 援業	[略] [略] <u>中学校</u>	[略] [略] 8131 [新設]	[略] [略] [略]	[略] [略] [略] [新設]
医療、 福祉	[略] 学校教育 支援機関	8181	[略]	[略] <u>学校教育支援機関</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	<u>療術業</u>	8351	[略]	[略]
		[新設]	[新設]	[新設]
	[略]	<u>8359</u>	[略]	[略] <u>その他の療術業</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
	その他の 保健衛生	<u>8493</u>	[略]	[略] <u>消毒業</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
	老人福祉 ・介護事 業	8542 [新設] <u>8543</u> 8544 <u>8545</u> <u>8546</u>	[略] [新設] [略] [略] [略] [略]	[略] [新設] [略] [略] [略] [略]
[略] サービ	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略]

ス業（他に分類されないもの）	建物等維持管理業	[略] 9229	[略] その他の建物等維持管理業 [略] [略] ペストコントロール業	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社その他の（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 [略]

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

ス業（他に分類されないもの）	建物サービス業	[略] 9229	[略] その他の建物サービス業 [略] [略] [新設]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社その他の（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 [略]

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）又は同法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。